

名古屋外国語大学大学院海外留学規程

2016年3月14日規程第4号

(趣旨)

第1条 名古屋外国語大学大学院（以下「本大学院」という。）における留学については、名古屋外国語大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第34条が規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において「留学」とは、外国（地域を含む。以下同じ。）の大学院（外国における正規の高等教育機関で、学位授与権を有するものをいう。以下同じ。）における学修で、本大学院が教育上有益であると認めたものをいう。

2 この規程において「留学費用全額支援」とは、名古屋外国語大学海外留学奨学規程（2014年規程第11号）その他の規則に定めるところにより、留学先の大学院の授業料、教科書代、居住費、渡航費、ビザ申請料及び保険料に係る経費を対象に、現物、実費又は標準的な金額をもって支給する支援をいう。

(留学の種類)

第3条 留学の種類は、次のとおりとする。

- 一 留学費用全額支援留学
 - イ TESS留学（ダブルディグリー）
 - ロ TESS留学（スタンダード）
- 二 交換留学
- 三 認定留学

2 前項第1号のイ及びロの規定にあるTESSはTotal Expense Support Systemの略称である。

(TESS留学)

第4条 TESS留学（ダブルディグリー）とは、留学費用全額支援を受けて本大学院と共同学位授与の協定を締結した外国の大学院に留学し、本学及び当該外国の大学院の双方から学位を取得するものをいう。

2 TESS留学（スタンダード）とは、留学費用全額支援を受けて本大学院と学生交換の協定を締結した外国の大学院に留学するものをいう。

(交換留学)

第5条 交換留学とは、授業料その他の支援を受けて本大学院と学生交換の協定を締結した外国の大学院に、留学するものをいう。

(認定留学)

第6条 認定留学とは、本大学院の許可を得て、学生の希望する外国の大学院に、所定の支援を受けて留学するものをいう。

(資格)

第7条 留学をする学生は、次の各号に掲げる条件をすべて満たしていなければならない。

- 一 留学時に本大学院の1年次2期以上に在学していること。
- 二 留学目的及び留学計画が明確であること。
- 三 人物が優れていること。
- 四 学業成績が優秀であること。
- 五 留学に耐え得る健康状態であること。
- 六 留学先の大学院が求めるレベルの外国語能力を有すること。
- 七 留学先の大学院の指導教員による受入れの承諾を得ていること。
- 八 留学に当たって、保証人の承諾を得ていること。

2 前項第4号の基準は、研究科会議の議を経て研究科長が定める。この場合、研究科長は、定めた基準を国際教育連携推進機構長に報告しなければならない。

(TESS留学の特例)

第8条 博士前期課程英語・英語教育コース（英語教授法（TESOL）プログラム）に在籍する学生は、第3条第1項各号に掲げる留学のうち、同項第1号のTESS留学の資格はないものとする。ただし、学校教育

法（昭和22年法律第26号）第1条に定める小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）に教員として在職する者にあつては、無給の休職（就業規則等の定めにより、教員の身分を有したまま長期間にわたり就労義務が免除されることをいう。）により留学しようとする場合は、研究科長は、研究科会議の議を経て、当該学生のTESS留学の資格を認めることができる。

（出願手続）

第9条 留学をしようとする学生は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を大学院事務室に提出しなければならない。

- 一 留学願
- 二 留学計画書
- 三 留学先の大学院指導教員の承諾書の写し
- 四 その他国際交流部又は大学院事務室が必要と認める書類

（選考方法）

第10条 留学する候補者の選考方法は、研究科会議の議を経て、研究科長が定める。

（留学の許可）

第11条 留学の許可の決定は、国際交流委員会及び研究科会議の議を経て、学長が行う。

（留学期間及び時期）

第12条 留学期間は、1年以内とし、大学院の修了に要する修業年限に算入する。また、留学は、最短修業年限以内に終えることを原則とする。ただし、博士前期課程に限り、2年間の最短修業年限を半年間超過する留学を認めることができる。

2 博士前期課程に在籍する学生の留学開始時期は、2年次の1期又は2期とする。ただし、英語・英語教育コース（英語教授法（TESOL）プログラム）に所属する小学校等の教員に限り、3年次1期又は2期からの留学開始を認めることができる。

3 名古屋外国語大学大学院長期履修学生規程（以下この項において「規程」という。）第1条に規定する長期履修学生が前条の規定により留学の許可の決定を受けた場合は、規程第7条の規定による長期履修の許可は失効する。

（留学期間中の学費）

第13条 留学期間中における本大学院の学費は、全額納入するものとする。

2 留学先の大学院の授業料については、本大学院が定めるところにより、免除の取扱いを受けるものとする。ただし、認定留学の場合を除く。

（奨学金）

第14条 この規程により留学を許可された学生（以下「留学生」という。）に対しては、海外留学奨学規程（2014年規程第11号）の定めるところにより、奨学金を支給する。

（履修手続）

第15条 留学生は、渡航前に留学に関する履修上の諸手続をするものとする。

（届出）

第16条 留学生は、国際交流委員会が定めるところにより、留学の渡航前は留学開始届、留学中は中間報告書、留学を終えて帰国したときは帰国届を、それぞれ国際交流部に提出しなければならない。

2 留学生は、前項の留学開始届、中間報告書、帰国届を国際交流部に提出したときは、その写しを大学院事務室に提出するものとする。

（単位の認定）

第17条 留学により履修した授業科目については、帰国後、所定の手続きにより、単位認定の申請をすることができる。

（留学の中止）

第18条 留学期間中に特別の事情により留学を取り止める場合は、国際交流委員会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

（留学許可の取消及び処分）

第19条 留学許可決定後に、次の各号の一つに該当する場合は、留学許可を取り消すとともに、事情によっては、学則の規定に基づいて処分を行うものとする。

- 一 提出書類に虚偽の記載がある場合
- 二 許可なく留学途中で留学期間、留学先等を変更した場合
- 三 その他学生としての本分に反した場合

(細則)

第20条 この規程に定めるもののほか、留学の実施に関し必要な事項は、国際交流委員会の議を経て国際交流部長が定める。この場合、国際交流部長は、あらかじめ研究科長の承諾を得なければならない。

2 国際交流部長は、前項の規定により定めた事項については、これを大学評議会に報告しなければならない。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、2019年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、2020年4月1日から施行する。(第8条関係)

2 改正後の第8条のコースは2020年度入学者から適用し、2019年度以前に入学した者については、なお従前の例による。